
地域脱炭素化促進区域に係る 道基準案について

令和 5 年（2023年） 5月17日（水）

北海道環境審議会の自然環境部会と地球温暖化対策部会の合同審議



1 地域脱炭素化促進事業制度（振り返り）

制度の趣旨

「地域脱炭素化促進事業」に関する制度は、地域の円滑な合意形成を図り、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげる地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進**する制度。

本制度は、「地域脱炭素化促進事業」として行わない再生可能エネルギー事業には及びません。

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

都道府県基準

都道府県基準は、促進区域設定に係る**環境省令で定める基準に上乘せ・横出しして、地域の実情（自然的社会的条件）に応じた環境の保全への適正な配慮を求める**ための基準。

（都道府県基準は、認可を不要にしたり、許認可などの基準を緩和するものではありません）

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

〔市町村が設定する促進区域〕

- ✓ 地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用するような、意欲的な再生可能エネルギー導入目標を設定した上で、その実現に向けて国及び都道府県が定めた基準に従って設定
- ✓ **環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定**
- ✓ **地域の合意形成を図り、再生可能エネルギー導入の適地を設定**
- ✓ 環境保全上の支障や環境配慮の観点から保全すべき区域は、促進区域から除くか、当該支障を回避するための適切な措置などを講じられる場合に設定

（環境省_地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）2022年6月より引用）

2 都道府県基準の構成

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」。）で示されている都道府県の基準の構成は次のとおり。

- ① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域**（以下「除外区域」。）
（規則第五条の四第2項第一号）

※ 除外区域に設定された区域は、市町村の促進区域に設定することができません

- ② 考慮対象事項**（以下「考慮対象区域・事項」）
（規則第五条の四第2項第二号）

※ 考慮対象区域・事項に設定された区域・事項は、支障を回避するための適切な措置を講じられる場合などに、市町村の促進区域に設定することができます（措置できなければ設定できません）

No.	事項等
ア	施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）
イ	考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
ウ	考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報
エ	収集すべき情報の収集方法

- ③ 適用除外**（規則第五条の四第5項）

- ④ 特例事項**（規則第五条の四第3項）

自然公園法

国立・国定公園

⑤ 海域公園地区

⑥ 普通地域

特別地域

① 特別保護地区

② 第一種特別地域

③ 第二種特別地域

④ 第三種特別地域

No.	区域名		建築物その他の工作物の設置			
			法	施行規則 (許可基準)	備考	
①	特別地域	特別保護地区	許可制	×	設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制
②		第一種特別地域				
③		第二種特別地域		○	基準判定	
④		第三種特別地域				
⑤	海域公園地区		×	設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制	
⑥	普通地域					届出制

北海道立自然公園条例

道立自然公園

⑩ 普通地域

特別地域

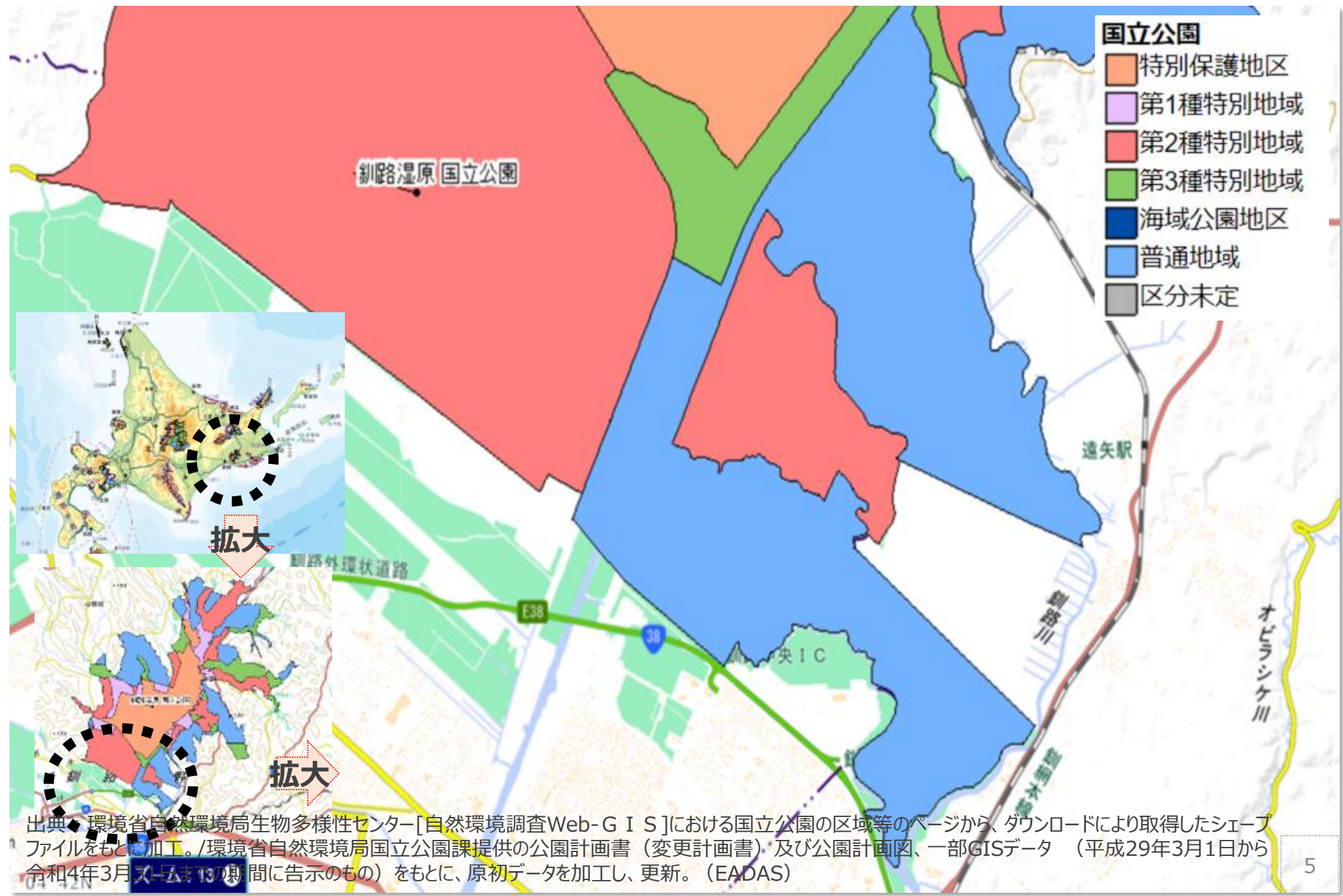
⑦ 第一種特別地域

⑧ 第二種特別地域

⑨ 第三種特別地域

No.	区域名		建築物その他の工作物の設置			
			条例	施行規則 (許可基準)	備考	
⑦	特別地域	第一種特別地域	許可制	×	設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制
⑧		第二種特別地域				
⑨		第三種特別地域		○	基準判定	
⑩	普通地域		届出制			○

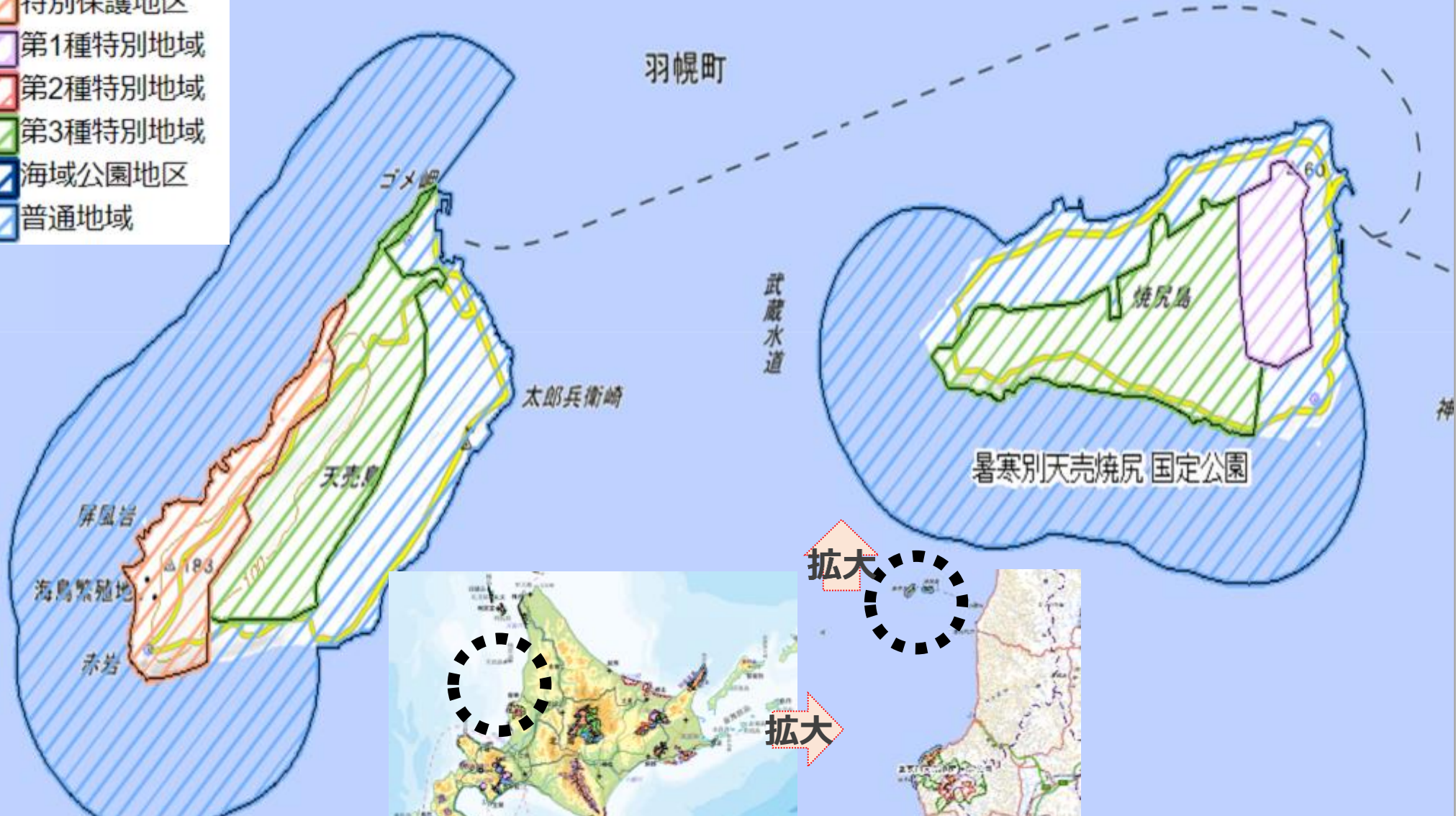
4-1 国立公園（釧路湿原国立公園の釧路中央IC周辺）



出典◆ 環境省自然環境局生物多様性センター[自然環境調査Web-G I S]における国立公園の区域等のページから、ダウンロードにより取得したシェープファイルをもとに加工。/環境省自然環境局国立公園課提供の公園計画書（変更計画書）及び公園計画図、一部GISデータ（平成29年3月1日から令和4年3月31日までの期間に告示のもの）をもとに、原初データを加工し、更新。（EADAS）

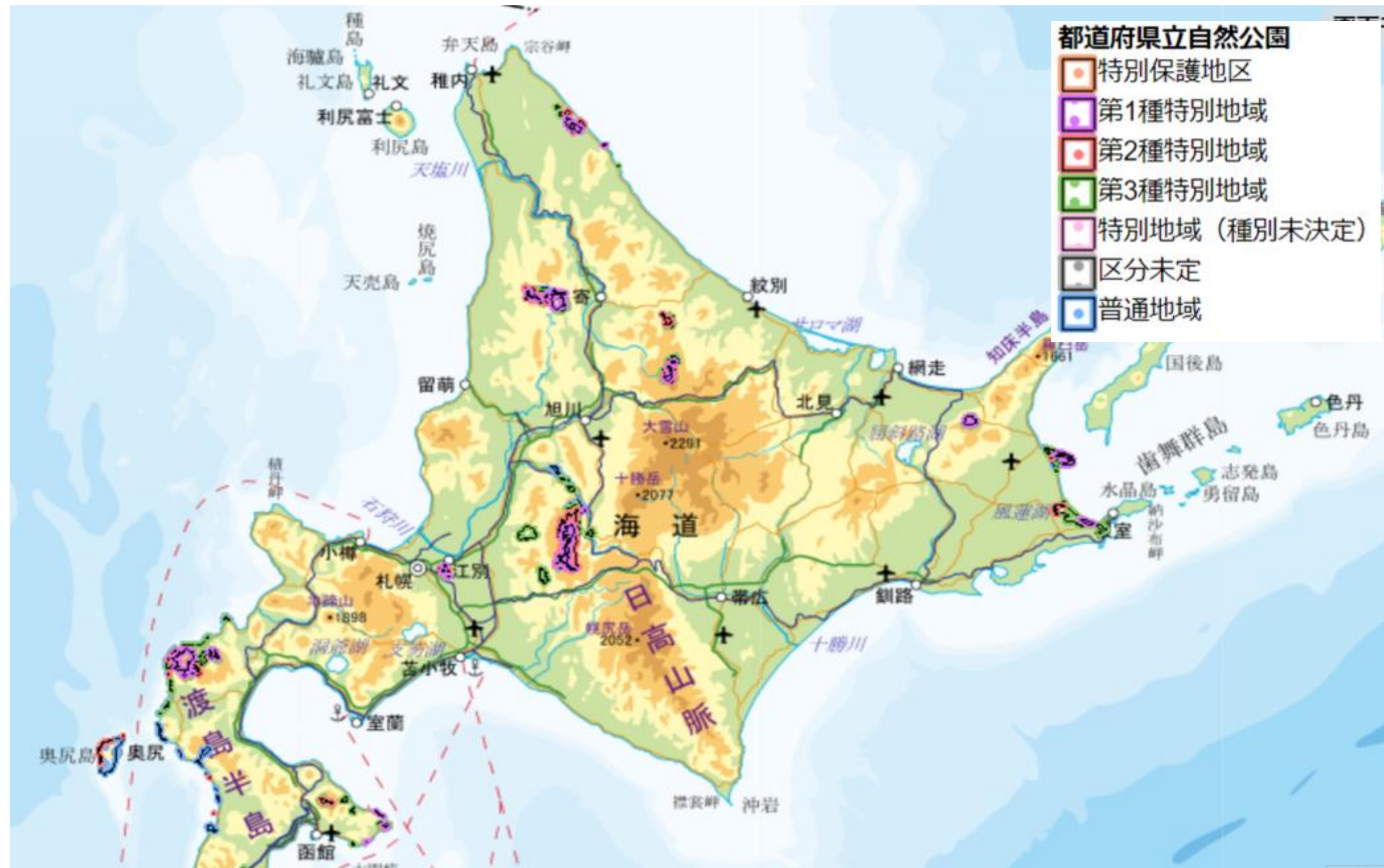
4-2 国定公園（暑寒別天売焼尻国定公園の天売島・焼尻島周辺）

- 国定公園**
-  特別保護地区
 -  第1種特別地域
 -  第2種特別地域
 -  第3種特別地域
 -  海域公園地区
 -  普通地域



出典：国土交通省「国土数値情報（自然公園区域）平成22年度」をもとに加工。/令和4年3月31日告示までの公園区域及び保護規制計画の変更または修正情報が得られた国定公園は、環境省自然環境局国立公園課及び都道府県の所管部署提供の公園計画書及び公園計画図（一部GISデータ）等をもとに加工し更新/令和4年3月31日告示までの新規指定された国定公園の場合は、環境省自然環境局国立公園課提供の公園計画書及び公園計画図（一部GISデータ）をもとにGISデータを作成または加工し、既存のデータに集約（EADAS）

5 北海道立自然公園（北海道全域）

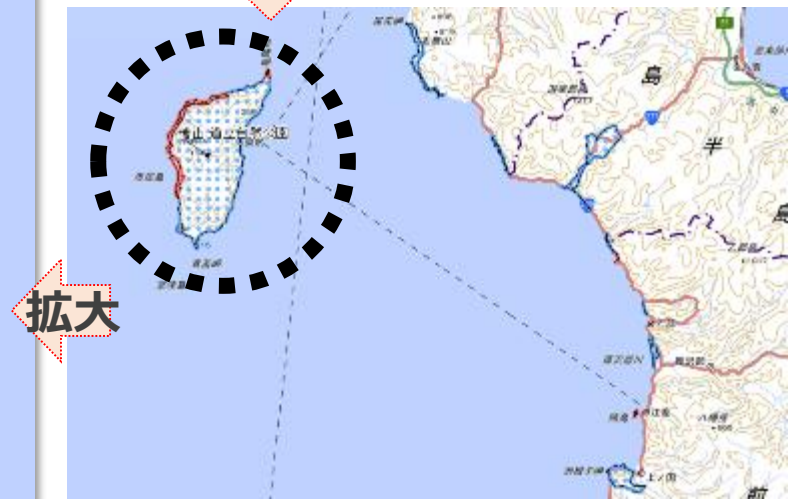


出典：都道府県の自然公園所管部署から提供を受けた都道府県立自然公園の公園区域及び公園計画図、指定書及び公園計画書、またはGISデータ。令和4年5月17日告示までの最新版（EADAS）

5-1 北海道立自然公園（檜山道立自然公園の奥尻島周辺）

都道府県立自然公園

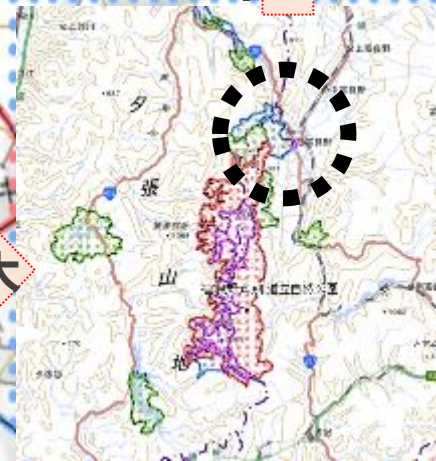
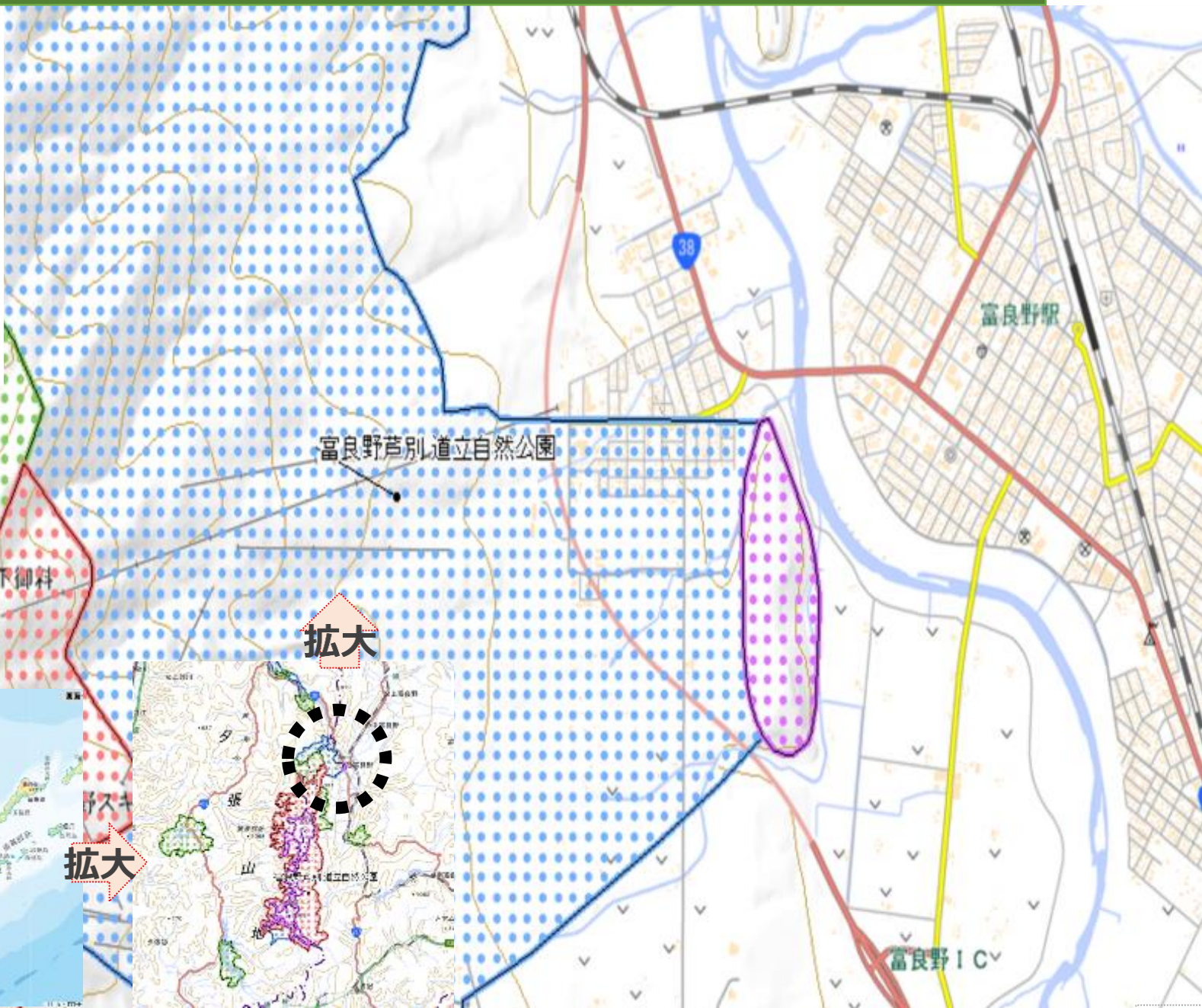
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 特別地域（種別未決定）
- 区分未定
- 普通地域



出典：都道府県の自然公園所管部署から提供を受けた都道府県立自然公園の公園区域及び公園計画図、指定書及び公園計画書、またはGISデータ。令和4年5月17日告示までの最新版（EADAS）

5-2 北海道立自然公園（富良野芦別道立自然公園の富良野駅周辺）

- 都道府県立自然公園
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 特別地域（種別未決定）
 - 区分未定
 - 普通地域



6 環境保全への適正な配慮を求める自然環境の主な区域と構成（自然環境保全地域）

自然環境保全法

⑪ 原生自然環境保全地域

⑫ 立入制限地区

自然環境保全地域

⑮ 普通地区

⑬ 特別地区

⑭ 野生動植物保護地区

北海道自然環境等保全条例

道自然環境保全地域

⑮ 普通地区

⑯ 特別地区

⑰ 野生動植物保護地区

環境緑地保護地区等

⑲ 環境緑地保護地区

⑳ 自然景観保護地区

㉑ 学術自然保護地区

㉒ 記念保護樹木

No.	区域名		建築物その他の工作物の設置			
			法	施行規則 (許可基準)	備考	
⑪	原生自然環境保全地域		原則禁止	×	-	法で行為を原則禁止
⑫	立入制限地区					
⑬	自然環境保全地域	特別地区	許可制	○	基準判定	許可取得で設置可能
⑭		野生動植物保護地区				
⑮		普通地区	届出制	○	要件合致時届出	要件未済は届出不要

No.	区域名		建築物その他の工作物の設置				
			条例	施行規則 (許可基準)	備考		
⑯	道自然環境保全地域	特別地区	許可制	○	基準判定	許可取得で設置可能	
⑰		野生動植物保護地区					
⑱		普通地区	届出制	○	要件合致時届出	要件未済は届出不要	
⑲	環境緑地保護地区		届出制	○	要件合致時届出	要件未済は届出不要	
⑳	自然景観保護地区						
㉑	学術自然保護地区		行為禁止	×	-	条例で行為を禁止	
㉒	記念保護樹木		届出制	○	原則届出	-	10

7 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（北海道全域）



8 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（法）（北海道全域）

原生自然環境保全地域

■ 原生自然環境保全地域

自然環境保全地域（野生動植物保護地区）

■ 野生動植物保護地区

自然環境保全地域

■ 特別地区

■ 海域特別地区

■ 普通地区

沖合海底自然環境保全地域

■ 沖合海底自然環境保全地域

■ 沖合海底特別地区



出典：環境省自然環境局自然環境計画課提供の原生自然環境保全地域（5地域）及び自然環境保全地域（10地域）の指定書及び区域図（平成27年12月1日時点）/環境省自然環境局自然環境計画課提供の沖合海底自然環境保全地域（4地域）GISデータ/環境省ホームページ沖合海底自然環境保全地域の指定書及び保全計画書（令和3年3月31日時点）/環境省ホームページ 自然環境保全地域 各種データ、（1）原生自然環境保全地域、（2）自然環境保全地域、（3）自然環境保全地域(野生動植物保護地区)、（4）自然環境保全地域(海域特別地区)、（5）沖合海底自然環境保全地域、/（1）～（4）平成27年12月1日時点、（5）令和3年3月31日時点（EADAS）

8-1 原生自然環境保全地域（十勝川源流部原生自然環境保全地域）

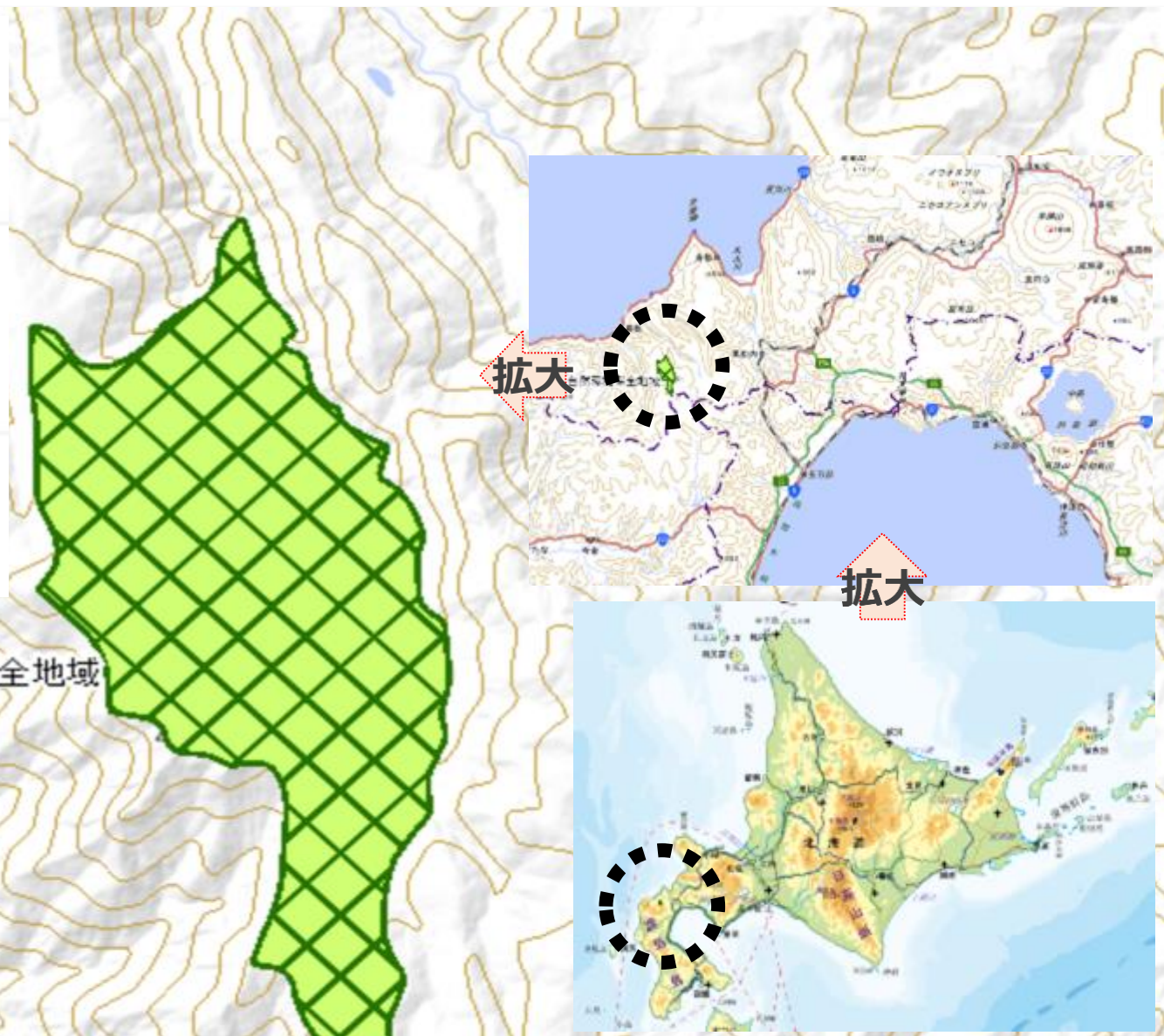
- 原生自然環境保全地域**
-  原生自然環境保全地域
- 自然環境保全地域（野生動植物保護地区）**
-  野生動植物保護地区
- 自然環境保全地域**
-  特別地区
-  海域特別地区
-  普通地区
- 沖合海底自然環境保全地域**
-  沖合海底自然環境保全地域
-  沖合海底特別地区



出典：環境省自然環境局自然環境計画課提供の原生自然環境保全地域（5地域）及び自然環境保全地域（10地域）の指定書及び区域図（平成27年12月1日時点）/環境省自然環境局自然環境計画課提供の沖合海底自然環境保全地域（4地域）GISデータ/環境省ホームページ沖合海底自然環境保全地域の指定書及び保全計画書（令和3年3月31日時点）/環境省ホームページ 自然環境保全地域 各種データ、（1）原生自然環境保全地域、（2）自然環境保全地域、（3）自然環境保全地域(野生動植物保護地区)、（4）自然環境保全地域(海域特別地区)、（5）沖合海底自然環境保全地域、／（1）～（4）平成27年12月1日時点、（5）令和3年3月31日時点（EADAS）

8-2 自然環境保全地域（法）（太平山自然環境保全地域）

- 原生自然環境保全地域
 - 原生自然環境保全地域
- 自然環境保全地域（野生動植物保護地区）
 - 野生動植物保護地区
- 自然環境保全地域
 - 特別地区
 - 海域特別地区
 - 普通地区
- 沖合海底自然環境保全地域
 - 沖合海底自然環境保全地域
 - 沖合海底特別地区



太平山 自然環境保全地域

出典：環境省自然環境局自然環境計画課提供の原生自然環境保全地域（5地域）及び自然環境保全地域（10地域）の指定書及び区域図（平成27年12月1日時点）/環境省自然環境局自然環境計画課提供の沖合海底自然環境保全地域（4地域）GISデータ/環境省ホームページ沖合海底自然環境保全地域の指定書及び保全計画書（令和3年3月31日時点）/環境省ホームページ 自然環境保全地域 各種データ、（1）原生自然環境保全地域、（2）自然環境保全地域、（3）自然環境保全地域(野生動植物保護地区)、（4）自然環境保全地域(海域特別地区)、（5）沖合海底自然環境保全地域、／（1）～（4）平成27年12月1日時点、（5）令和3年3月31日時点（EADAS）